

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(千葉県担当部会)**

**令和元年 11 月 15 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1900054号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1900022号

## 第1 結論

1 請求者のA社における平成27年12月17日の標準賞与額を9万9,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成27年12月17日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成27年12月17日の標準賞与額(厚生年金特例法による上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年12月17日

請求期間について、賞与明細書により、A社から支払われた賞与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できるが、厚生年金保険の記録には、当該賞与に係る記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、9万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、平成27年12月17日の賞与について、請求者に係る届出や保険料納付に関する回答が得られないものの、年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）によると、請求者に支払われた賞与額は0円と記載されていることから、事業主から同額を賞与支払額として賞与支払届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の同年12月17日の賞与に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 上記賞与明細書により、賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から、10万円とすることが妥当である。

なお、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額（9万9,000円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。